

食品営業許可・届出制度が変わります！

食品衛生法が改正され、これまでの「食品営業許可制度」が大幅に見直されます。
また、許可対象以外のほとんどの食品事業者は「食品営業届出」が必要になります。

令和3年
6月1日
施行

「許可」の対象となる業種が変更になります

○新たに対象となる食品製造・加工

- ・あじの開きやイクラなどの水産製品製造業、
たくあんや梅干しなどの漬物製造業※、液卵製造業 など
- ※漬物は、現在届出の対象ですが、新たに許可申請が必要になります。



○現在の食品営業許可業種の取扱い

- ・類似業種の統合、取扱食品の拡大・・・喫茶店は飲食店に統合 など
 - ・届出対象に変更・・・乳類販売業、冰雪販売業、包装食肉の販売業など
- 令和3年6月までに取得した許可は満了まで有効です。
更新時期に必要な手続きを案内します。



許可対象以外のほとんどの食品事業者は「届出」が必要になります

- 食品の製造・加工（許可業種を除く）を行う営業者・・・山菜の塩蔵、海苔加工、カット野菜 など
- 量り売りなど、包装されていない食品の販売業・・・コーヒー豆の量り売り、八百屋 など
- 冷蔵又は冷凍など管理が必要な食品の販売業・・・弁当販売、冷凍食品の販売 など
- ◆届出不要・・・容器包装入り常温保存可能食品のみ販売、運搬・保管のみ、漁業・農業の採取業

衛生管理の“見える化”が必要になります

～HACCPによる衛生管理～

○食品の製造・加工・販売にあたって、衛生上の注意事項を“見える化”

小規模な事業者等は、各食品事業者団体が作成した「手引書」に基づき衛生管理を実施
「食品等事業者団体が作成した業種別手引書」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00001.html

○食品衛生責任者の設置

営業者は、衛生管理を中心となって行う食品衛生責任者を設置してください。
講習会の受講が必要です（栄養士や調理師などの資格がある場合は、養成講習会免除）。

詳しくは、「許可・届出制度説明会」で！ 令和2年9月開催予定

今後、県内各地域で「食品営業許可・届出制度説明会」を開催します。

開催日程は、決まり次第県ホームページに掲載します。

- 個別相談・・・事業者団体の集会等で説明を希望する場合は、下記担当に御相談ください。

- 「HACCP講習会」・・・各保健所でも随時業種ごとに実施します。

HACCPによる衛生管理について（山形県ホームページ）

https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/seikatsu/shoku_anzen/8020071HACCP-yamagata.html

問合せ先

営業所所在地	担当	電話
村山地域(山形市以外)	村山保健所 生活衛生課	023-627-1185
最上地域	最上保健所 保健企画課 生活衛生室	0233-29-1261
置賜地域	置賜保健所 生活衛生課	0238-22-3740
庄内地域	庄内保健所 生活衛生課	0235-66-5664

※山形市内の営業者は、山形市保健所 生活衛生課（023-616-7280）にお問い合わせください。

令和3年6月1日までに準備できること

新しく許可取得が必要な方

水産製品製造業：あじの開きやイクラのしょうゆ漬け、いか塩辛などの製造

漬物製造業：たくあんや梅干しなど漬物の製造

液卵製造業：鶏卵から殻を取り除いたものの製造 など

1 現在の施設が基準に合致しているか確認しましょう！

天井・床・壁は清掃しやすい構造とし、手洗い設備や製造工程に応じた洗浄設備の設置などが必要です。

2 食品衛生責任者の設置が必要です！

「食品衛生責任者養成講習会」の受講が必要です（栄養士や調理師などの資格がある場合は、養成講習会免除）。

3 施設の衛生管理を見直しましょう！

製造所内の清掃、ねずみや昆虫の駆除作業、従業員の健康管理等を実施します。

4 HACCPに沿った衛生管理が必要になります！

製造している食品を安全に提供できるよう注意点を整理し、継続的に管理・記録していきます。各業界団体が作成した「手引き」が参考になります。

R3.6.1からR6.5.31までに営業許可取得

（早めに施設の図面等を持参の上、管轄の保健所に相談してください。）

新しく届出が必要な方

ほとんどの食品の販売と一部の食品の製造・加工 ※許可が必要になる場合もあります。

（例）野菜・果実・米等の販売（農業者自らが直売所で販売する場合は届出不要）

弁当・菓子等の販売（調理・製造する場合は許可が必要）

野菜・果物のカット、ドライフルーツの加工、

コーヒー豆の焙煎・量り売り、海藻の加工 など

上記2～4を行いましょ

R3.6.1からR3.11.30の間に営業届出

（不明な点がある場合は、管轄の保健所に相談してください。）

届出等が不要な方

容器包装入り常温保存可能食品のみ販売、食品の運搬・保管のみ、

漁業・農業の採取業 など

（農産物の天日干し、一次加工の皮むき、収穫体験のブドウ狩り、漁業者の出荷前の活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、素干し等）

届出等は必要ありません。